

改正卸売市場法第４条第５項第６項ハに規定する遵守事項及び遵守事項を京都市中央卸売市場業務条例等に定める主な理由等
 ＜京都市中央卸売市場業務条例＞

１ 新設又は改正した事項

遵守事項	主な内容	主な理由
第４条 開場の時間	第二市場 午前８時３０分から午後４時まで	売買取引方法の変更に伴い、取引の利便性を高めるため、第二市場の開場時間を改める。
第５条の２ 卸売の業務の許可	卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。	公正かつ安定的な業務運営を確保するため、規定を新設する。
第５条の３ 純資産額が不足する場合の措置	市長は、卸売業者の純資産額が、純資産基準額未満であることが明らかとなったときは、当該卸売業者に対し、卸売の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。	同上
第１０条の２ 卸売の業務の許可の取消し	市長は、卸売の業務の許可を取り消すことができる。	同上
第１０条の３ 事業の譲渡等	卸売業者が卸売の業務に係る事業の譲渡をする場合において、譲渡人及び譲受人が当該譲渡について市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。	同上
第１０条の４ 名称変更等の届出	卸売業者は、名称又は住所を変更したとき等は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。	同上
第１０条の５ 事業年度	卸売業者の事業年度は、４月から翌年３月まで又は４月から９月まで及び１０月から翌年３月までとする。	同上
第３７条 売買取引の方法	卸売業者が市場において行う卸売は、せり売若しくは入札の方法又は相対取引によるものとする。この場合において、卸売業者は、現物を視認して取引することが適当な物品については、せり売又は入札の方法により卸売をするよう努めるものとする。	適正かつ公正な価格形成に重要な役割を果たす「せり売」による取引を優先して行うよう、努力義務規定を新設する。

遵守事項	主な内容	主な理由
第４３条 市場外にある保管場所 の届出	卸売業者は、卸売の業務を行うに当たり、卸売をするために市場以外の場所に生鮮食料品等を保管するときは、その旨を市長に届け出なければならない。	本市が保管場所を把握し、必要に応じて管理状況の確認を適切に行っていくため、市場外に保管場所を有する場合は、届出を求めることとする。
第５５条 卸売予定数量等の報告	卸売業者は、毎月１０日までに、前月中に卸売をした物品の市況、数量、卸売価格及び卸売決定価格の合計額、その他市長が必要と認める事項等を市長に報告しなければならない	公正かつ安定的な業務運営を確保するため、規定を新設する。
第６３条 生鮮食料品等の品質管理の方法	卸売業者、仲卸業者その他市場において生鮮食料品等を取り扱う者は、食品衛生法その他関係法令を遵守し、生鮮食料品等を適正に管理しなければならない。	食品衛生法の改正に伴い、HACCPに沿った衛生管理が求められることから、関係法令の順守義務を明記する。
第９６条 市場秩序の保持等（第４項）	卸売業者、仲卸業者、売買参加者及び関連事業者は、その役員及び使用人が第１項に規定する行為を行うことがないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。	公正かつ安定的な業務運営を確保するため、規定を新設する。

2 維持した事項

遵守事項	主な内容	主な理由
第3条 開場の期日	市場は、市場ごとに次に掲げる休場日を除き、毎日開場するものとする。	公正かつ安定的な業務運営を確保するため、規定を維持する。
第6条から第10条、 第17条、第30条、 保証金の預託等	卸売業者、仲卸業者、関連事業者は、卸売の業務の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。	同上
第11条から第14条 せり人の登録等	卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、その者について、当該卸売業者が市長に申請してその登録を受けている者でなければならない。	同上
第16条 仲卸しの業務の許可	仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。	同上
第20条 仲卸しの業務の許可の 取消し	市長は、仲卸業者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等であるとき、その業務を的確に遂行するために必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、仲卸しの業務の許可を取り消すものとする。	同上
第21条 事業の譲渡等	仲卸業者が仲卸しの業務に係る事業の譲渡をする場合において、譲渡人及び譲受人が当該譲渡について市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の地位を承継する。	同上
第22条 仲卸しの業務の相続	仲卸業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。	同上
第23条、第27条、 第35条 名称変更等の届出	仲卸業者、関連事業者、売買参加者は、氏名若しくは名称又は住所を変更したとき等は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。	同上
第24条、第35条 事業報告書の提出	仲卸業者、関連事業者は、事業報告書を市長に提出しなければならない。	同上

遵守事項	主な内容	主な理由
第 2 5 条 売買参加者の承認	卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、市長の承認を受けなければならない。	公正かつ安定的な業務運営を確保するため、規定を維持する。
第 2 6 条 売買参加者の承認の取消し	市長は、売買参加者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等であるとき、または売買参加者として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、承認を取り消すものとする。	同上
第 2 9 条 関連事業の許可	関連事業を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。	同上
第 3 1 条 関連事業の許可の取消し	市長は、関連事業者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等であるとき、又は関連事業を行うために必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、関連事業の許可を取り消すものとする。	同上
第 3 2 条 関連事業の規制等	市長は、関連事業の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対し、関連事業について必要な指示をすることができる。	同上
第 3 3 条 事業の譲渡等	加工食料品卸販売業者が関連事業に係る事業の譲渡をする場合において、譲渡人及び譲受人が当該譲渡について市長の認可を受けたときは、譲受人は、加工食料品卸販売業者の地位を承継する。	同上
第 3 4 条 関連事業の相続	関連事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行っていた関連事業を引き続き行おうとするときは、市長の認可を受けなければならない。	同上
第 3 8 条 売買取引の単位	売買取引の単位は、重量による。	同上

遵守事項	主な内容	主な理由
第 3 9 条 及び 第 5 1 条 卸売業者及び仲卸業者 の市場外における販売の 承認	卸売業者、仲卸業者は、本市の区域内において卸売又は仲卸の業務の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を販売しようとするときは、当該許可に係る卸売の業務としてする場合を除き、申請書を市長に提出しその承認を受けなければならない。	小売事業者等との無秩序な競合を防止することにより、円滑な流通秩序を維持し、市民への安定供給を確保するため、制限を維持する。
第 4 1 条 第三者販売の原則禁止	卸売業者は、卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、市長が仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したときは、この限りでない。	卸売業者と仲卸業者の関係性を維持し、今後も市場機能が適切に発揮できるよう、原則禁止とする。ただし、輸出の拡大など、市場の活性化や競争力強化に資する場合は、柔軟に対応できるように、例外規定を設けることとする。
第 4 2 条 食肉部の卸売業者の販 売の受託	食肉部の卸売業者は、家畜をとさつし、解体したうえで、枝肉又は部分肉として販売することにつき、委託を受けることができる。	公正かつ安定的な業務運営を確保するため、規定を維持する。
第 4 8 条 販売前における受託物 品の検収	卸売業者は、受託物品の受領に当たっては、検収を確実に行之、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、その旨を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち合い、その了承を得た場合は、この限りでない。	同上
第 4 9 条 卸売をした物品の相手 方の明示及び引取り	卸売業者は、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。	同上
第 5 0 条 直荷引きの原則禁止	仲卸業者は、市場内においては、仲卸の業務の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、市長が市場における取引の秩序を乱すおそれがないと認めて許可したときは、この限りでない。	卸売業者と仲卸業者の関係性を維持し、今後も市場機能が適切に発揮できるよう、原則禁止とする。ただし、輸出の拡大など、市場の活性化や競争力強化に資する場合は、柔軟に対応できるように、例外規定を設けることとする。

遵守事項	主な内容	主な理由
第５２条 売買取引の制限	市長は、せり売または入札の方法による卸売の場合において、当該卸売が談合その他不正な行為があると認めるとき等は、その売買を差し止め、またはせり直しもしくは再入札を命ずることができる。	公正かつ安定的な業務運営を確保するため、規定を維持する。
第５３条 衛生上有害な物品の売買禁止等	本市は、衛生上有害な物品が市場に搬入されないよう努めるものとする。	同上
第５９条 卸売業者の決済に関する特約	卸売業者は、出荷者と支払いに関する特約を結んだときは、特約の内容や支払方法等を記載した書面を主たる事務所に備え付けておかなければならない。	同上
第６０条 委託手数料の率の届出等	卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについて出荷者から収受する委託手数料の額は、卸売決定価格の合計額に卸売業者が定める率を乗じて得た額に当該額に係る消費税額等相当額を加えて得た額とする。	同上
第６２条 卸売代金の変更の禁止	卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、市長が正当な理由があると認めて承認したときは、この限りでない。	同上
第７０条 環境の保持	使用者は、その使用する市場施設及び共通の使用に係る市場施設の清潔な環境の保持に努めなければならない。	同上
第９１条 休業の制限	卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、開場の日に休業しようとするときは、市長に申請してその承認を受けなければならない。	同上
第９２条 き章の着用等	仲卸業者又はその役員若しくは使用人は、卸売のせりに参加するときは、市長が交付するせり参加章を着用しなければならない。	同上

遵守事項	主な内容	主な理由
第 9 4 条 無許可営業の禁止	卸売業者，仲卸業者及び関連事業者がそれぞれその許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業を行う場合を除くほか，市場内においては，物品の販売その他の営業をしてはならない。	公正かつ安定的な業務運営を確保するため，規定を維持する。
第 9 5 条 市場への出入り等に対する指示	市場への出入り，市場施設の使用並びに物品の搬入，搬出及び市場内の運搬については，市長の指示に従わなければならない。	同上
第 9 6 条 市場秩序の保持等	市場に入場する者は，暴力行為若しくは他人の業務の妨害その他市場の秩序を乱し，又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。	同上

<京都市中央卸売市場業務条例施行規則>

1 新設又は改正した事項

遵守事項	主な内容	主な理由	
第 4 条 純資産額	純資産基準額は、次のとおりとする（抄）。 青果部	公正かつ安定的な業務運営を確保するため、規定を新設する。	
	年間売上金額		純資産基準額（円）
	500 億円以上 700 億円未満		600, 000, 000
	700 億円以上 1, 000 億円未満		750, 000, 000
	水産物部		
	年間売上金額		純資産基準額（円）
	200 億円以上 300 億円未満		270, 000, 000
	300 億円以上 400 億円未満		360, 000, 000
	食肉部		
	年間売上金額		純資産基準額（円）
	100 億円以上 200 億円未満		50, 000, 000
	200 億円以上 300 億円未満		90, 000, 000
第 7 条 卸売業者による名称変更等の届出	条例第 1 0 条の 4 の規定による届出は、書面により行なわなければならない。	同上	
第 2 1 条 売買参加者による事業報告書の提出	青果部及び水産物部の売買参加者は、毎事業年度の末日から起算して 9 0 日を経過する日までに、当該事業年度の事業報告書を市長に提出しなければならない。	同上	

遵守事項	主な内容	主な理由
第 2 3 条 関連事業者の取り扱う物品等	加工食料品卸販売業者が主として取り扱う加工食料品は、漬物、鳥類、乾物、つくだ煮、鳥卵とする。 第 1 種関連事業者が取り扱う物品は、野菜、果実及び生鮮水産物以外の物品、関連事業者が加工し、又は調製した物品とする。	各関連事業者による専門分野を活かした取引を推進するため、規定を改める。
第 4 1 条 販売原票	卸売業者は、物品の卸売をしたときは、当該物品の品目、数量、卸売決定価格、買受人その他必要な事項を記載した販売原票を作成するとともに、速やかに、その内容を電子情報処理組織を使用する方法により市長に報告しなければならない	これまでは提出方法を販売原票の写し（紙）としていたところ、ペーパーレス化及び事務作業の効率化を図るため、規定を改める。
第 4 4 条 卸売の相手方の制限の例外	条例第 4 1 条ただし書に規定する別に定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 市場における入荷量が著しく多く、又は市場に出荷された物品が仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生じるおそれがある場合 (2) 仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後に残品を生じた場合 (3) 本市の区域外に存する卸売市場の生鮮食料品等の入荷の状況その他の事情に照らし、卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合 (4) その他市場における取引の活性化に資するものとして別に定める場合	市場取引の活性化を図るため、規定を改める。

遵守事項	主な内容	主な理由
第 4 9 条 卸売業者以外の者からの買入れ	条例第 5 0 条第 2 項に規定する別に定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 卸売業者から買い入れることが特に困難な次に掲げる生鮮食料品等を卸売業者以外の者から買い入れる場合 ア 卸売業者が通常の卸売において卸売をしていない物品 イ 卸売業者が行う通常の卸売によっては、仲卸業者の需要を十分に満たすことができない物品 ウ 卸売業者からの買入れが卸売業者以外の者から買い入れる場合より仲卸業者にとって著しく不利益となる物品 (2) その他市場における取引の活性化に資するものとして別に定める場合	市場取引の活性化を図るため、規定を改める。
第 5 1 条 取引条件の公表	卸売業者は、条例第 5 4 条の規定による公表をしようとするとき（当該公表に係る取引条件を変更しようとするときを含む。）は、あらかじめ、その内容を市長に報告するものとする。	公表事項が法や条例に照らして適切かどうかを確認するため、規定を新設する。

2 維持した事項

遵守事項	主な内容	主な理由									
第2条 卸売のための販売の開始及び終了の時刻等	卸売のための販売の開始及び終了の時刻は、次のとおりとする。ただし、市長は市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを変更することがある。	公正かつ安定的な業務運営を確保するため、規定を維持する。									
	<table><tr><td>区分</td><td>卸売のための販売の開始の時刻</td><td>卸売のための販売の終了の時刻</td></tr><tr><td>第一市場</td><td>午前2時</td><td>午後3時</td></tr><tr><td>第二市場</td><td>午前9時</td><td>午後3時</td></tr></table>		区分	卸売のための販売の開始の時刻	卸売のための販売の終了の時刻	第一市場	午前2時	午後3時	第二市場	午前9時	午後3時
	区分		卸売のための販売の開始の時刻	卸売のための販売の終了の時刻							
	第一市場		午前2時	午後3時							
	第二市場		午前9時	午後3時							
第5条 保証金の額等	卸売業者が預託すべき保証金の額は、次のとおりとする（抄）。 青果部	同上									
	<table><tr><td>年間売上金額</td><td>保証金の額（円）</td></tr><tr><td>300億円以上 400億円未満</td><td>12,000,000</td></tr><tr><td>400億円以上</td><td>16,000,000</td></tr></table>		年間売上金額	保証金の額（円）	300億円以上 400億円未満	12,000,000	400億円以上	16,000,000			
	年間売上金額		保証金の額（円）								
	300億円以上 400億円未満		12,000,000								
	400億円以上		16,000,000								
	水産物部										
	<table><tr><td>年間売上金額</td><td>保証金の額（円）</td></tr><tr><td>200億円以上 300億円未満</td><td>9,000,000</td></tr><tr><td>300億円以上 400億円未満</td><td>12,000,000</td></tr></table>		年間売上金額	保証金の額（円）	200億円以上 300億円未満	9,000,000	300億円以上 400億円未満	12,000,000			
	年間売上金額		保証金の額（円）								
	200億円以上 300億円未満		9,000,000								
	300億円以上 400億円未満		12,000,000								
	食肉部										
	<table><tr><td>年間売上金額</td><td>保証金の額（円）</td></tr><tr><td>50億円以上 150億円未満</td><td>3,000,000</td></tr><tr><td>150億円以上</td><td>5,000,000</td></tr></table>		年間売上金額	保証金の額（円）	50億円以上 150億円未満	3,000,000	150億円以上	5,000,000			
	年間売上金額		保証金の額（円）								
50億円以上 150億円未満	3,000,000										
150億円以上	5,000,000										

遵守事項	主な内容	主な理由
第 1 3 条 保証金の額	仲卸業者が預託すべき保証金の額は、青果部及び水産物部のそれぞれにつき、30,000円とする。 連帯保証人を付したことによって保証金の預託を免じることができる場合における当該連帯保証人は、その仲卸業者と同じ取扱品目の部類に属する仲卸業者が組織する法人であって、市長が適当と認めるものとする。	公正かつ安定的な業務運営を確保するため、規定を維持する。
第 1 6 条 仲卸業者、売買参加者、 関連事業者による名称変更等の届出	届出は、書面によって行なわなければならない。	同上
第 1 8 条 せり参加	市長は、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、仲卸業者の役員又は使用人のうちせり売又は入札の方法による卸売に参加するのに必要な知識及び経験を有すると認める者を当該卸売に参加させることができる。	同上
第 2 0 条 売買参加者に関する承認の有効期間等	青果部及び水産物部の売買参加者に係る承認の有効期間（当該有効期間について次項の規定により更新を受けた場合にあっては、当該更新後の有効期間）は、当該承認又は更新の日から起算して5年間とする。	同上
第 2 3 条 関連事業者の取り扱う物品等	第2種関連事業者が営む業務は、日用品及び専ら業務の用に供する物品の小売業、金融業、機械器具等の販売修理業等とする。	同上

遵守事項	主な内容	主な理由								
第 2 6 条 保証金の額等	関連事業者が預託すべき保証金の額は、次のとおりとする。 <table><tr><td>年間売上金額</td><td>保証金の額（円）</td></tr><tr><td>10 億円未満</td><td>400, 000</td></tr><tr><td>10 億円以上 20 億円未満</td><td>700, 000</td></tr><tr><td>20 億円以上</td><td>1, 000, 000</td></tr></table> 第 1 種関連事業者及び第 2 種関連事業者その者の店舗の使用料(消費税額及び地方消費税額に相当する額(以下「消費税額等相当額」という。))を含む。以下同じ。)の月額 の 2 倍に相当する額(その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。ただし、その額が 1, 0 0 0, 0 0 0 円を超えるときは 1, 0 0 0, 0 0 0 円とし、1 0, 0 0 0 円未満のときは 1 0, 0 0 0 円とする。	年間売上金額	保証金の額（円）	10 億円未満	400, 000	10 億円以上 20 億円未満	700, 000	20 億円以上	1, 000, 000	公正かつ安定的な業務運営を確保するため、規定を維持する。
年間売上金額	保証金の額（円）									
10 億円未満	400, 000									
10 億円以上 20 億円未満	700, 000									
20 億円以上	1, 000, 000									
第 2 8 条 売買取引の原則	売買取引は、市長の指示に従い、公正に行なわなければならない。 売買取引は、現品または見本によって行なわなければならない。ただし、銘柄による取引慣習があるときは、銘柄によることができる。	同上								
第 2 9 条 即日上場の原則	卸売業者は、直前の開場の日の卸売が終了した後当日の卸売が終了するまでに受領した受託物品については、卸売の日について委託者のさし図がある場合を除き、当日(食肉部の卸売業者にあつては、翌日までに)上場しなければならない。	同上								
第 3 0 条 食肉部の特例	食肉部の卸売業者は、牛及び豚の枝肉については、市長の指定する格付機関の格付けを受けたものでなければ卸売をしてはならない。	同上								

遵守事項	主な内容	主な理由
第 3 1 条 物品の上場の順序等	食肉部における物品の上場の順序は、物品が市場に入荷した順序によらなければならない。ただし、その順序によることが困難なときは、この限りでない。	公正かつ安定的な業務運営を確保するため、規定を維持する。
第 3 2 条 物品の下見	卸売業者は、卸売に参加する者が現品または見本の下見を行なえるように物品を配列しなければならない。	同上
第 3 3 条 申込価格の表示方法	せり売の方法による卸売における申込価格は、金額で明瞭に表示しなければならない。	同上
第 3 4 条 委託条件を記載した書面の保存	卸売業者は、受託物品に指し値その他の委託条件が付されているときは、当該委託条件を記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。)を、当該受託物品の卸売をした日から起算して2年を経過する日まで保存しなければならない。	同上
第 3 5 条 指し値の表示及び呼上げ	卸売業者は、受託物品に指し値が付されているときは、当該受託物品のせり売又は入札の開始時刻前にその旨を当該受託物品に表示し、これを上場するときは、その旨を呼び上げなければならない。	同上
第 3 6 条 せり売	せり売は、上場する物品の品目、産地、等級、数量その他必要な事項を呼び上げた後に、上場の単位ごとに行わなければならない。 せり落としは、せり人が最高申込価格を明瞭に呼び上げたときに決定し、その申込者をせり落とし人とする。 せり人は、せり落とし人が決定したときは、直ちにせり参加章又は売買参加者章の番号を呼び上げなければならない。	同上

遵守事項	主な内容	主な理由
第 3 7 条 入札	入札は、上場する物品の品目、産地、等級、数量その他必要な事項を卸売場に掲示し、又は呼び上げた後に行わなければならない。 入札は、入札に参加する者に対し、入札票に氏名又は名称及び入札価格その他必要な事項を記載させて行わなければならない。 開札は、入札終了後直ちに行わなければならない。	公正かつ安定的な業務運営を確保するため、規定を維持する。
第 3 8 条 入札票の無効等	入札票または入札が無効となった場合は、卸売担当者は、開札の際その理由を明示し、その旨を呼び上げなければならない。	同上
第 4 0 条 委託条件により卸売をすることができない場合の措置	卸売業者は、指し値その他の委託条件が付された受託物品を当該委託条件により卸売をすることができないときは、その旨を委託者に通知し、その指図を受けなければならない。	同上
第 4 7 条 引取りのない買受物品等に関する届出	卸売業者は、条例第 4 9 条第 3 項の規定により卸売をした物品を保管し、又は他の仲卸業者若しくは売買参加者に卸売をしたとき、仲卸業者又は売買参加者が買受代金等の差額の支払を怠ったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。	同上
第 4 8 条 保管の費用及び差額の支払期日	条例第 4 9 条第 3 項の規定により支払うべき保管の費用は仲卸業者又は売買参加者がその物品を引き取ったときに、同条第 4 項の規定により支払うべき卸売価格の差額は卸売業者が他の仲卸業者又は売買参加者に卸売をした日の翌日までに支払わなければならない。	同上

遵守事項	主な内容	主な理由
第 5 2 条 卸売予定数量等の報告の時刻	条例第 5 5 条第 1 項に規定する別に定める時刻は、直前の開場の日の午後 5 時とする。	公正かつ安定的な業務運営を確保するため、規定を維持する。
第 5 3 条 卸売業者による卸売予定数量等の公表	条例第 5 6 条第 1 項に規定する別に定める時刻は、卸売のための販売の開始の時刻とする。	同上
第 5 8 条 卸売代金の変更に係る正当な理由	条例第 6 2 条ただし書に規定する市長が正当な理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。 (1) 物品に予見することができない瑕疵(かし)がある場合 (2) 表示され、又は呼び上げられた量目と内容量が著しく相違している場合 (3) 卸売前に仲卸業者又は売買参加者に提供した情報の内容と現品の内容が著しく相違している場合	同上
第 6 9 条 市場施設の清掃等	使用者は、毎日、その業務が終了したときは、その使用する市場施設等を清掃しなければならない。 使用者は、市長が指示する方法に従い、その指定する場所に廃棄物を集積しなければならない。	同上
第 9 6 条 卸売の業務の代行の通知	卸売業者は、条例第 8 9 条第 1 項(同条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により卸売の業務を行うこととなったときは、速やかにその旨を委託者に通知しなければならない。	同上

遵守事項	主な内容	主な理由
第 9 7 条 委託者が不明の場合の措置	卸売業者は、委託者が不明の受託物品があるときは、速やかに次に掲げる事項を市長に届け出るとともに、その指示を受けなければならない。 (1) 名称及び代表者名 (2) その受託物品の品目及び数量 (3) その受託物品を受領した日 (4) その他市長が必要と認める事項	公正かつ安定的な業務運営を確保するため、規定を維持する。
第 9 9 条 休業の承認申請等	条例第 9 1 条の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によって行わなければならない。 (1) 氏名又は名称 (2) 休業しようとする期間 (3) 休業しようとする理由 卸売業者は、条例第 9 1 条の承認を受けたときは、速やかにその旨を委託者に通知しなければならない。	同上
第 1 0 1 条 廃棄物の搬入禁止	市場に入場する者は、廃棄物を市場に搬入し、又は投棄してはならない。	同上

＜食肉部卸売業者が行う第三者販売に関する取扱要綱等＞

新設又は維持した事項

要綱	遵守事項	主な内容	主な理由
食肉部卸売業者が行う第三者販売に関する取扱要綱	第4条 許可	規則第44条第1項第4号に規定する市場における取引の活性化に資するものとして別に定める場合は、食肉の輸出を行うときとする。	卸売業者と売買参加者の関係性を維持し、今後も市場機能が適切に発揮できるよう、第三者販売は原則禁止とする。 ただし、市場の活性化や競争力強化に資する場合は、柔軟に対応できるよう、輸出の拡大に関する規定を新設する。
	第5条 届出等	規則第44条第3項の規定による届出は、毎月10日までにを行うものとする。	取引実績を迅速に把握するとともに、国に報告する必要があるため、規定を新設する。
事故品取扱要綱	第3条 確認の申出	売買参加者が事故品を発見したときは、卸売業者の担当者に確認の申出をすることができる。 申出を受理した担当者は、本市職員に確認の申出をしなければならない。	公正かつ安定的な業務運営を確保するため、規定を維持する。
	第7条 禁止事項	事故品に係る処理は卸売代金の変更に限るものとし、特別の事情がある場合を除き、返品は認めないものとする。	同上
	第9条 事故品の通知	卸売業者は、卸売した物品に事故品があったときは、当該出荷者に対し、確認に係る証明書を送付し、又はその旨を電話その他の方法により通知しなければならない。	公正かつ安定的な業務運営を確保するため、規定を維持する。

要綱	遵守事項	主な内容	主な理由
食肉部卸売業者が行う卸売予定数量等の報告に関する取扱要綱	第2条 報告事項	条例第55条第3項第3号に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 出荷奨励金 卸売業者が集荷取引について、出荷の奨励その他の目的をもって出荷者又はその組織する団体に対して支出する奨励金 (2) 完納奨励金 卸売業者が卸売代金の期限内の完納を奨励する目的で売買参加者又はその組織する団体に対して支出する奨励金	公正かつ安定的な業務運営を確保するため、規定を新設する。
	第3条 記載事項	卸売業者は、出荷奨励金に関する事項について、次に掲げる事項を報告するものとする。 (1) 卸売業者の名称 (2) 出荷奨励金を交付した出荷者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者名）及び住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地） (3) 出荷奨励金を交付した額 (4) 出荷奨励金を交付した理由 卸売業者は、完納奨励金に関する事項について、次に掲げる事項を報告するものとする。 (1) 卸売業者の名称 (2) 完納奨励金を交付した売買参加者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者名）及び住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地） (3) 完納奨励金を交付した額 (4) 完納奨励金を交付した理由	同上